

(平成26年7月2日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、42万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 6 月 30 日

夫の厚生年金保険の記録によると、A社に勤務していた申立期間の賞与に係る記録が無い。日本年金機構から、当該賞与について、同僚の記録が訂正された旨の手紙が届いたので、調査の上、夫の記録も訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した申立人に係る「H1706 賞与チェックリスト」、平成 17 年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳、同年分給与所得の源泉徴収票及び同社の回答から、申立人は、申立期間に 42 万 6,000 円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月23日は17万3,000円、同年12月3日は10万円、16年7月26日は12万円、同年12月7日は12万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月23日  
② 平成15年12月3日  
③ 平成16年7月26日  
④ 平成16年12月7日

私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間に支払われた賞与について、厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

金融機関が保有する申立期間①から④までに係る申立人の「普通・貯蓄預金補助元帳」及び「預金元帳」により、申立人は当該期間にA社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚から提出された申立期間①から④までに係る賞与支給明細書により、これらの同僚は、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、申立人の申立期間②及び③における賞与振込額は、申立人と年齢及び標準報酬月額がほぼ同じである同僚の厚生年金保険料等を控除した支給額と一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から④までにおい

て、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間①から④までの標準賞与額については、上記の「普通・貯蓄預金補助元帳」及び「預金元帳」により推認される厚生年金保険料控除額から、申立期間①は17万3,000円、申立期間②は10万円、申立期間③は12万円、申立期間④は12万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間①から③までにおいてA社の代表取締役であった者のうちの一人は、賞与支払届の届出及び保険料の納付は不明としているが、複数の者が申立期間において賞与の支給を受け、その所持する賞与支給明細書から保険料の控除が確認できるにもかかわらず、申立期間において標準賞与額の記録がある者が存在しないこと、B厚生年金基金及びC健康保険組合が「平成15年から18年までの期間においては、申立てに係る事業所の全被保険者について賞与の記録は無い。」と回答していることから、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人の申立期間における標準賞与額は20万円であると認められることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和44年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成22年7月30日

A社における申立期間に係る標準賞与額が、賃金台帳で確認できる賞与支給額より一桁少なく記録されていることが判明したので、同社の変更の届出により、20万円に訂正されたが、訂正後の記録は、年金額の計算の基礎とならない記録とされている。

調査の上、申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管している賃金台帳により、申立人は申立期間に20万円の賞与の支給を受け、当該賞与支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）において、申立人の賞与支給額は、オンライン記録どおりの「20千円」と記載されているものの、賞与支払届に記載することとされている「通貨によるものの額」及び「現物によるものの額」が未記入となっている。

さらに、賞与支払届に記載された全被保険者の賞与額の合計が40万4,000円であるにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表の賞与支給総額は一桁多い404万円と記載されており、賞与が支給された被保険者が4人であったことも踏まえると、これらの金額が相違していることは容易に判明できたものと考えられる。

加えて、日本年金機構B事務センターは、「本事案は、受付時に、適切な事務処理が行われていたとは言い難い。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間における賞与支払届に係る年金事務所の事務処理は適切であったとは認められず、申立人の申立期間における標準賞与額は20万円であると認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人の申立期間における標準賞与額は24万円であると認められることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年7月30日

A社における申立期間に係る標準賞与額が、賃金台帳で確認できる賞与支給額より一桁少なく記録されていることが判明したので、同社の変更の届出により、24万円に訂正されたが、訂正後の記録は、年金額の計算の基礎とならない記録とされている。

調査の上、申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管している賃金台帳により、申立人は申立期間に24万円の賞与の支給を受け、当該賞与支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）において、申立人の賞与支給額は、オンライン記録どおりの「24千円」と記載されているものの、賞与支払届に記載することとされている「通貨によるものの額」及び「現物によるものの額」が未記入となっている。

さらに、賞与支払届に記載された全被保険者の賞与額の合計が40万4,000円であるにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表の賞与支給総額は一桁多い404万円と記載されており、賞与が支給された被保険者が4人であったことも踏まえると、これらの金額が相違していることは容易に判明できたものと考えられる。

加えて、日本年金機構B事務センターは、「本事案は、受付時に、適切な事務処理が行われていたとは言い難い。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間における賞与支払届に係る年金事務所の事務処理は適切であったとは認められず、申立人の申立期間における標準賞与額は24万円であると認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月23日は31万円、同年12月3日は15万円、16年7月26日は10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月23日  
② 平成15年12月3日  
③ 平成16年7月26日

私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間に支払われた賞与について、厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

金融機関が保有する申立期間①から③までに係る申立人の「普通・貯蓄預金補助元帳」及び「預金元帳」により、申立人は当該期間にA社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚から提出された申立期間①から③までに係る賞与支給明細書により、これらの同僚は、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、申立人と同職だった同僚は、「私の賞与支給明細書を見ると、厚生年金保険料や雇用保険料などが控除されているので、申立人が賞与を支給されているのであれば、厚生年金保険料は控除されていたのではないかと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から③までにおいて、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認めら

れる。

また、申立人の申立期間①から③までの標準賞与額については、上記の「普通・貯蓄預金補助元帳」及び「預金元帳」により推認される厚生年金保険料控除額から、申立期間①は31万円、申立期間②は15万円、申立期間③は10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間①から③までにおいてA社の代表取締役であった者のうちの一人は、賞与支払届の届出及び保険料の納付は不明としているが、複数の者が申立期間において賞与の支給を受け、その所持する賞与支給明細書から保険料の控除が確認できるにもかかわらず、申立期間において標準賞与額の記録がある者が存在しないこと、B厚生年金基金及びC健康保険組合が「平成15年から18年までの期間においては、申立てに係る事業所の全被保険者について賞与の記録は無い。」と回答していることから、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月23日は12万7,000円、同年12月3日は8万円、16年7月26日は12万円、同年12月7日は15万3,000円、17年7月7日は5万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和32年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月23日  
② 平成15年12月3日  
③ 平成16年7月26日  
④ 平成16年12月7日  
⑤ 平成17年7月7日

私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間に支払われた賞与について、厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

金融機関が保有する申立期間①から⑤までに係る申立人の「預金元帳」により、申立人は当該期間にA社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚から提出された申立期間①から⑤までに係る賞与支給明細書により、これらの同僚は、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、申立人の申立期間②、③及び⑤における賞与振込額は、申立人と年齢及び標準報酬月額がほぼ同じである同僚の厚生年金保険料等を控除した支給額と一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から⑤までにおいて、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間①から⑤までの標準賞与額については、上記の「預金元帳」により推認される厚生年金保険料控除額から、申立期間①は12万7,000円、申立期間②は8万円、申立期間③は12万円、申立期間④は15万3,000円、申立期間⑤は5万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間①から③までにおいてA社の代表取締役であった者のうちの一人は、賞与支払届の届出及び保険料の納付は不明としているが、複数の者が申立期間において賞与の支給を受け、その所持する賞与支給明細書から保険料の控除が確認できるにもかかわらず、申立期間において標準賞与額の記録がある者が存在しないこと、B厚生年金基金及びC健康保険組合が「平成15年から18年までの期間においては、申立てに係る事業所の全被保険者について賞与の記録は無い。」と回答していることから、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成9年7月1日から11年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額を、9年7月から10年12月までは44万円、11年1月から同年9月までは38万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年7月1日から11年10月1日まで  
② 平成11年10月1日から13年5月19日まで  
厚生年金保険の記録では、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額が22万円となっているが、当時、給料はもっと高かった。

調査の上、申立期間①及び②の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録により、申立人の標準報酬月額は、当初、平成9年7月から10年12月までは44万円、11年1月から同年3月までは38万円と記録されていたところ、同年4月7日付けで、遡って22万円に減額訂正されている上、申立人と同様、複数の被保険者の標準報酬月額の記録が遡って減額訂正されていることが確認できる。

また、A社の事業主は、「当時、社会保険料の滞納があり、社会保険事務所の職員と話し合った結果、当該遡及訂正処理に同意した。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、平成11年4月7日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したのものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該訂正処理の結果として記録されている申立人の当該期間の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、9年

7月から10年12月までは44万円、11年1月から同年9月までは38万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間②について、申立人の標準報酬月額は、上記の遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成11年10月1日）で22万円と記録されているところ、当該処理については、遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとまでは言えない。

また、申立期間②のうち、平成11年10月1日から12年5月1日までの期間について、申立人が所持する給与明細書から、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額が支給されていたことが認められるものの、控除されている厚生年金保険料は、標準報酬月額22万円に見合う保険料額であることが確認できる。

さらに、申立期間②のうち、平成12年5月1日から13年5月19日までの期間について、申立人は給与明細書等を所持しておらず、当該期間における給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することはできない。

加えて、A社が保管する平成11年及び12年の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書により、オンライン記録どおりの報酬月額の届出が行われていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 57 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 2 日

私は、平成 15 年 12 月 15 日からA社に勤務しているが、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、賞与に係る記録が無い。

調査の上、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が加入するB健康保険組合が保管している健康保険被保険者標準賞与決定通知書及び申立人が所持している預金通帳の記録から、申立人は、申立期間において、賞与が支給されていたことが確認できる。

また、上記の標準賞与決定通知書により確認できる賞与支給額から預金通帳により確認できる賞与振込額を控除した金額は、賞与支給額に見合う所得税及び社会保険料等の金額と一致する。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の標準賞与決定通知書及び預金通帳の記録から推認できる厚生年金保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月8日は15万4,000円、18年7月7日は12万7,000円、同年12月18日は15万5,000円、19年7月18日は12万7,000円、同年12月12日は16万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月8日  
② 平成18年7月7日  
③ 平成18年12月18日  
④ 平成19年7月18日  
⑤ 平成19年12月12日

私は、A社（現在は、B社）に勤務しており、申立期間に賞与が支給されたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する金融機関の預金通帳及び申立人に係る「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記所得税源泉徴収簿の社会保険料の控除額から、申立期間①は 15 万 4,000 円、申立期間②は 12 万 7,000 円、申立期間③は 15 万 5,000 円、申立期間④は 12 万 7,000 円、申立期間⑤は 16 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答は無いが、複数の同僚が申立期間において賞与が支給され、保険料が控除されていることが確認できるにもかかわらず、申立期間において標準賞与額の記録がある者が存在しないことから、事業主は、社会保険事務所（当時）に対して申立期間の標準賞与額に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間のうち、申立期間①及び②については、同賞与に係る支給日をそれぞれ平成17年12月8日及び18年7月7日とし、標準賞与額を15万4,000円及び12万7,000円に、申立期間③及び④については、標準賞与額に係る記録を同年12月18日は15万5,000円、19年7月18日は12万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月  
② 平成18年7月  
③ 平成18年12月18日  
④ 平成19年7月18日

私は、A社（現在は、B社）に勤務しており、申立期間に賞与が支給されたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」及び申立人が所持する金融機関の預金通帳により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、上記所得税源泉徴収簿の社会保険料の控除額から、申立期間①は15万4,000円、申立期間②は12万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①及び②に係る賞与の支給日については、A社における複数の同僚の預金通帳で確認できる当該賞与の振込日の記録から、申立期間①は平成17年12月8日、申立期間②は18年7月7日とすることが妥当である。

また、申立期間③及び④に係る標準賞与額については、上記所得税源泉徴収簿の社会保険料の控除額から、申立期間③は15万5,000円、申立期間④は12万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答は無いが、複数の同僚が申立期間において賞与が支給され、保険料が控除されていることが確認できるにもかかわらず、申立期間において標準賞与額の記録がある者が存在しないことから、事業主は、社会保険事務所（当時）に対して申立期間の標準賞与額に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事務所における資格取得日に係る記録を昭和47年12月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月25日から48年1月8日まで  
私は、申立期間においてA社に継続して勤務していたが、当該期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。  
申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された申立人に係る経歴書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（同社本社から同社B事務所に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社の回答から、昭和47年12月25日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事務所における昭和48年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得に係る届出を誤って行ったことを認めており、申立人がA社B事務所において昭和48年1月8日に被保険者資格を取得した旨記載された「厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」を保管していることから、社会保険事務所

の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 47 年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和50年11月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年11月21日から同年12月21日まで  
私は、昭和35年4月から平成11年6月までA社に継続して勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社が保管する申立人に係る「従業員身上明細票」及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿並びに複数の同僚の供述から、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和50年11月21日に、同社から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和50年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月

私が勤務していたA社から支給された賞与のうち、平成 16 年 7 月に支給された賞与について、厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。

調査の上、申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する平成 16 年 1 月から同年 5 月までの期間及び同年 7 月から同年 12 月までの期間の給与明細書並びにA社が保管する同年 6 月の給与明細書の支給額に申立人が所持する同年 12 月 10 日に支給された賞与明細書の支給額を合計した金額は、申立人が所持する平成 16 年分給与所得の源泉徴収票の支払金額に上記の給与明細書の 1 年分の非課税通勤費を合計した金額と一致している。

また、上記の平成 16 年 1 月から同年 12 月までの給与明細書及び同年 12 月の賞与明細書に記載されている社会保険料控除額の合計額は、上記の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額と一致している。

さらに、A社が加入するB健康保険組合は、申立人の申立期間に係る健康保険の標準賞与額の記録は無い旨回答している。

加えて、申立人は、申立期間の賞与が支給されたことが確認できる賞与明細書等の資料を所持していない上、A社は、申立人に係る申立期間前後の賞与明細書は残っているものの、申立期間である平成 16 年 7 月の賞与明細書は無いことから、申立人に申立期間の賞与は支給していないと判断している旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与

から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月から30年3月まで

申立期間において、A地近辺に所在していたB社（現在は、C社）の指定問屋であるD社に勤務していたが、当該期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「D社は、B社の指定問屋であり、A地近辺に所在していた。」と主張しているところ、B社の指定総合商社であったE社の社史及び社内報により、申立期間当時、D社は、B社の指定問屋であったこと、及び申立期間の終期である昭和30年頃にF社と合併していることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録では、D社は、申立人が記憶する所在地及びその県内において、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、申立人が名前を挙げた複数の同僚と同姓同名又は同姓の者は、申立期間より後にF社において厚生年金保険の被保険者資格を取得しているが、当該同僚にD社に係る記録がある者はいない。

さらに、A地を管轄する法務局にD社に係る商業登記の記録は確認できず、当該法務局は、昭和60年以前に閉鎖された法人の登記については保存期間を経過しているとしている上、申立人が名前を挙げた事業主及び申立期間より後にF社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は既に死亡している又は住所が不明のため、申立期間に係る勤務実態及

び保険料控除について照会できない。

加えて、申立人は申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 10 月から 46 年 4 月まで  
② 昭和 50 年 2 月から同年 11 月 1 日まで  
③ 昭和 54 年 5 月 1 日から 55 年 5 月 1 日まで  
④ 昭和 55 年 5 月 1 日から 56 年 1 月 1 日まで

申立期間①は、A社に、申立期間②は、B社に、申立期間③は、C社に、申立期間④は、D社にそれぞれ勤務していたが、申立期間①から④までの厚生年金保険の被保険者記録が無い。

調査の上、申立期間①から④までを厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の所持する名刺及び同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、既に解散しており、当時の事業主は所在が不明であり、照会することができないことから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社において被保険者であった複数の同僚に照会したものの、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除について具体的な証言を得ることができない上、複数の同僚は、「試用期間があり、その間は厚生年金保険には加入していなかった。」と述べている。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、当該期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

申立期間②について、雇用保険の記録により、申立人は、当該期間のうち、昭和 50 年 8 月 9 日から同年 11 月 1 日までの期間においてB社に勤務

していたことが認められる。

しかしながら、B社は、既に解散しており、当時の事業主に照会したものの回答を得ることができないため、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、B社において被保険者であった複数の同僚に照会したものの、具体的な証言を得ることができない上、複数の同僚は、試用期間があったと述べているところ、同社に係る事業所別被保険者名簿において、これらの同僚が自身の試用期間であったとする期間は厚生年金保険の被保険者期間となっていないことが確認できる。

さらに、当該被保険者名簿において、申立人の被保険者資格の取得日は昭和50年11月1日となっていることが確認でき、オンライン記録と一致している。

申立期間③について、申立人が記憶するC社の所在地及び代表取締役が同社に係る商業登記簿謄本の記載と一致することから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録により、C社は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、C社の事業主は所在が不明であり、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間④について、申立人は、当該期間にD社で勤務していたと述べている。

しかしながら、オンライン記録において、申立人が記憶する所在地にD社という名称の厚生年金保険の適用事業所は見当たらない。

また、申立人が記憶する所在地を管轄する法務局にD社に係る商業登記の記録が確認できないことから、同社に係る情報は得られない。

さらに、申立人がD社の事業主であったと記憶している者は、「D社という名称の会社は無かった。申立人が勤務していた会社名はE社だったと思う。当時、グループ会社で厚生年金保険に加入していた事業所は無かったし、厚生年金保険料も控除していなかった。」と回答している。

このほか、申立人は、申立期間①から④までにおける勤務実態及び厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 7 月 17 日から 45 年 9 月 1 日まで  
② 昭和 45 年 10 月 26 日から同年 12 月 5 日まで  
③ 昭和 46 年 3 月 1 日から同年 5 月 11 日まで

国（厚生労働省）の記録では、A社、B社、C社及びD社に勤務していた期間の厚生年金保険の被保険者記録が、脱退手当金支給済みとなっていることを知った。

しかし、私が脱退手当金を受けたと記憶しているのは、A社に係る厚生年金保険の被保険者期間のみであり、B社、C社及びD社に係る被保険者期間については、脱退手当金を請求も受給もしていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人が脱退手当金の受給を認めている期間と申立期間は、合算して脱退手当金が支給されたこととなっているところ、当該期間は、同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されていたことが確認できる上、申立人が受給を認めている期間のA社に係る厚生年金保険被保険者原票には、当該事業所を最終事業所とする脱退手当金の受給記録がある者には全て「脱」表示があるが、申立人には当該表示が無く、ほかに申立人が受給を認めている期間のみで脱退手当金を受給していたことはうかがえないことから、申立期間も併せて受給したと考えるのが自然である。

また、申立人のD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係るB社での14月、C社での2月及びD社での2月の厚生年金保険

被保険者期間と申立期間前の A 社での 27 月の厚生年金保険被保険者期間を合計した 45 月を基礎とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど一連の事務処理に不自然さはないが、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 8 月 1 日から 62 年 8 月 1 日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、同社B工場から同社C工場に異動した後の申立期間の標準報酬月額が 30 万円と記録されているが、前後の期間と同じ 41 万円であったはずである。調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立期間に係る給料明細書によると、申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが認められるものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より低額である。

また、A社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における標準報酬月額は、オンライン記録と一致している上、遡って減額訂正されるなど、不自然な事務処理が行われた形跡は見当たらない。

さらに、申立人と同様に、昭和 61 年 8 月 1 日にA社B工場で資格を喪失し、同日に同社C工場で資格を取得している同僚についても、申立期間の標準報酬月額は従前と比べて減額されており、申立人の標準報酬月額のみが異なる取扱いとなっていたという事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。